

令和7年9月2日  
都市整備政策部住宅課

## 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

せたがやの家（福祉型）事業の見直しによる住宅返還にともない、高齢者向け住宅の確保を目的とし、当該住宅を区営住宅として受入れ、世田谷区営住宅グリーンヒル大原を設置するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

世田谷区営住宅管理条例別表（第3条関係）へ次のとおり追記する。

【名称】世田谷区営グリーンヒル大原

【位置】世田谷区大原一丁目23番24号

【戸数】20戸

附則に世田谷区営グリーンヒル大原について追記する。

### 3 施行予定日

令和7年10月1日

### 4 取得物件

別紙物件目録のとおり

### 5 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

### 6 今後のスケジュール

令和7年 9月 第3回区議会定例会

10月 世田谷区営住宅管理条例改正の施行

世田谷区営住宅グリーンヒル大原の運用開始

## 参考資料

世田谷区せたがやの家（福祉型）事業の見直しについて  
令和4年7月28日 都市整備常任委員会報告要旨

## 1 主旨

「せたがやの家（福祉型）」は、高齢者世帯等を対象とした借上げ型区立住宅として、（一財）世田谷トラストまちづくり（以下、財団という）が平成6年度より民間賃貸住宅を定期借家において20年間借用し、9団地127戸の管理運営を行ってきた。

第三次住宅整備方針（平成23年策定）に基づき、借用期間を10年間延長したが令和6年度より順次満了時期を迎え、今後、築30年の経過による老朽化対策が課題となってくることなどから、第四次住宅整備方針（令和3年策定）及び世田谷区公営住宅等長寿命化計画（平成29年策定）に基づき、この間の社会需要や課題などを踏まえ、福祉所管とともに活用等について検討し、区が財団に代わり一部を継続して借上げるとともに、都営住宅の移管受入れにより、戸数を一定数確保し、他の「せたがやの家（福祉型）」については、順次返還することとした。

## 2 見直し計画

管理状態の良い優良な住宅の活用を図りグリーンヒル大原（No.4）、メルベージュ赤堤（No.8）、ハーヴェストコート（No.9）の3団地を区が借り上げるとともに、令和7年5月に実施した都営住宅の移管受入れにより、シルバーピア住宅の戸数確保を図る。他の「せたがやの家」6団地（No.1,2,3,5,6,7）については、順次返還（No.1,2,3返還済）を行い借上げ経費の削減を進める。

## 3 返還及び区営受入れ予定

No.	住宅名	住所	戸数	内訳			借用期間終了	築年	
				単身	二人	障害			
1	ユーオンヒルズ <sup>®</sup> 用賀	用賀3-10-18	8	6	2		令和6年9月	27年	返還
2	クローバー <sup>®</sup> ハイツ桜	桜3-9-19	10	10			令和6年12月	27年	返還
3	オパール上野毛	上野毛4-26-7	15	15			令和7年1月	27年	返還
4	グリーンヒル大原	大原1-23-24	19	15	4		令和7年9月	26年	借上
5	フォレストヒラ若林	若林4-40-13	6	6			令和8年4月	26年	返還
6	プレシャス若林	若林2-7-8	15	13	2		令和8年5月	26年	返還
7	ドエル松原ガーデン	松原3-1-16	13	12		1	令和8年11月	25年	返還
8	メルベージュ赤堤	赤堤2-28-12	16	12	3	1	令和9年5月	25年	借上
9	ハーヴェストコート	上祖師谷4-23-25	25	22	2	1	令和10年1月	24年	借上
			127	111	13	3			

【住戸種別】 単身：単身向け住戸 二人：二人向け住戸 障害：単身障害者向け住戸

別紙

## 物 件 目 録

名 称	グリーンヒル大原				
種 類	所在・地番	地 目	地 積		用途指定
			公 簿	実 測	
土 地	世田谷区大原 一丁目1180番 12	宅 地	m <sup>2</sup> 792.21	m <sup>2</sup> 792.21	区営住宅敷地

種 類	所 在	種 類 及 び 構 造 等	延床面積等	用 途 指 定
建 物	世田谷区大原 一丁目1180番 12	居 宅 鉄筋コンクリート造 地下1階付3階建 1棟 20戸	m <sup>2</sup> 821.46	区 営 住 宅
		雑 屋 建 鉄筋コンクリート造 ポンプ室 1棟	m <sup>2</sup> 3.04	

## 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○世田谷区営住宅管理条例 平成2年3月14日条例第21号			○世田谷区営住宅管理条例 平成2年3月14日条例第21号		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
世田谷区営粕谷四丁目アパート	東京都世田谷区粕谷四丁目11番8号	18	世田谷区営粕谷四丁目アパート	東京都世田谷区粕谷四丁目11番8号	18
世田谷区営桜丘二丁目アパート	東京都世田谷区桜丘二丁目13番1号	18	世田谷区営桜丘二丁目アパート	東京都世田谷区桜丘二丁目13番1号	18
世田谷区営桜新町一丁目アパート	東京都世田谷区桜新町一丁目4番1号	12	世田谷区営桜新町一丁目アパート	東京都世田谷区桜新町一丁目4番1号	12
世田谷区営鎌田二丁目アパート	東京都世田谷区鎌田二丁目21番10号	21	世田谷区営鎌田二丁目アパート	東京都世田谷区鎌田二丁目21番10号	21
世田谷区営桜上水三丁目アパート	東京都世田谷区桜上水三丁目10番10号	15	世田谷区営桜上水三丁目アパート	東京都世田谷区桜上水三丁目10番10号	15
世田谷区営宇奈根一丁目アパート	東京都世田谷区宇奈根一丁目19番1号及び2号	20	世田谷区営宇奈根一丁目アパート	東京都世田谷区宇奈根一丁目19番1号及び2号	20
世田谷区営砧七丁目アパート	東京都世田谷区砧七丁目14番1号	33	世田谷区営砧七丁目アパート	東京都世田谷区砧七丁目14番1号	33
世田谷区営深沢四丁目アパート	東京都世田谷区深沢四丁目17番1号、2号、4号及び5号	60	世田谷区営深沢四丁目アパート	東京都世田谷区深沢四丁目17番1号、2号、4号及び5号	60
世田谷区営赤堤一丁目アパート	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	13	世田谷区営赤堤一丁目アパート	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	13
世田谷区営八幡山三丁目第二アパート	東京都世田谷区八幡山三丁目32番26号	22	世田谷区営八幡山三丁目第二アパート	東京都世田谷区八幡山三丁目32番26号	22
世田谷区営用賀二丁目	東京都世田谷区用賀二丁目	36	世田谷区営用賀二丁目	東京都世田谷区用賀二丁目	36

改正後				改正前			
目アパート	22番1号及び2号			目アパート	22番1号及び2号		
世田谷区営用賀二丁目第二アパート	東京都世田谷区用賀二丁目23番17号及び22号並びに24番19号及び21号	72		世田谷区営用賀二丁目第二アパート	東京都世田谷区用賀二丁目23番17号及び22号並びに24番19号及び21号	72	
世田谷区営大原一丁目アパート	東京都世田谷区大原一丁目12番2号	17		世田谷区営大原一丁目アパート	東京都世田谷区大原一丁目12番2号	17	
世田谷区営玉川三丁目アパート	東京都世田谷区玉川三丁目27番1号	54		世田谷区営玉川三丁目アパート	東京都世田谷区玉川三丁目27番1号	54	
世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	東京都世田谷区北烏山一丁目5番1号及び2号	32		世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	東京都世田谷区北烏山一丁目5番1号及び2号	32	
世田谷区営桜新町二丁目アパート	東京都世田谷区桜新町二丁目13番15号	6		世田谷区営桜新町二丁目アパート	東京都世田谷区桜新町二丁目13番15号	6	
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	東京都世田谷区弦巻三丁目15番7号及び8号	18		世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	東京都世田谷区弦巻三丁目15番7号及び8号	18	
世田谷区営シティコート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目8番5号E棟	52		世田谷区営シティコート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目8番5号E棟	52	
世田谷区営上野毛福寿荘	東京都世田谷区上野毛四丁目14番7号	14		世田谷区営上野毛福寿荘	東京都世田谷区上野毛四丁目14番7号	14	
世田谷区営リラ祖師谷	東京都世田谷区祖師谷五丁目2番16号	14		世田谷区営リラ祖師谷	東京都世田谷区祖師谷五丁目2番16号	14	
世田谷区営フローレル北烏山	東京都世田谷区北烏山八丁目4番12号	20		世田谷区営フローレル北烏山	東京都世田谷区北烏山八丁目4番12号	20	
世田谷区営北烏山八丁目アパート	東京都世田谷区北烏山八丁目9番1号、2号及び3号	57		世田谷区営北烏山八丁目アパート	東京都世田谷区北烏山八丁目9番1号、2号及び3号	57	
世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	東京都世田谷区千歳台一丁目35番1号及び36番2号	38		世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	東京都世田谷区千歳台一丁目35番1号及び36番2号	38	
世田谷区営弦巻二丁目	東京都世田谷区弦巻二丁目	30		世田谷区営弦巻二丁目	東京都世田谷区弦巻二丁目	30	

改正後				改正前			
目アパート	15番1号			目アパート	15番1号		
世田谷区営アザレア 経堂	東京都世田谷区経堂一丁目 6番16号	17		世田谷区営アザレア 経堂	東京都世田谷区経堂一丁目 6番16号	17	
世田谷区営パークサ イド野沢	東京都世田谷区野沢三丁目 3番12号	9		世田谷区営パークサ イド野沢	東京都世田谷区野沢三丁目 3番12号	9	
世田谷区営アーク上 北沢	東京都世田谷区上北沢一丁 目25番14号	16		世田谷区営アーク上 北沢	東京都世田谷区上北沢一丁 目25番14号	16	
世田谷区営中町四丁 目アパート	東京都世田谷区中町四丁目 15番6号	13		世田谷区営中町四丁 目アパート	東京都世田谷区中町四丁目 15番6号	13	
世田谷区営上祖師谷 一丁目第二アパート	東京都世田谷区上祖師谷一 丁目24番1号及び2号	27		世田谷区営上祖師谷 一丁目第二アパート	東京都世田谷区上祖師谷一 丁目24番1号及び2号	27	
世田谷区営八幡山慶 明館	東京都世田谷区八幡山三丁 目18番19号	33		世田谷区営八幡山慶 明館	東京都世田谷区八幡山三丁 目18番19号	33	
世田谷区営ユアーズ 若林	東京都世田谷区若林三丁目 4番10号	17		世田谷区営ユアーズ 若林	東京都世田谷区若林三丁目 4番10号	17	
世田谷区営フローラ 千歳台	東京都世田谷区千歳台三丁 目18番11号	28		世田谷区営フローラ 千歳台	東京都世田谷区千歳台三丁 目18番11号	28	
世田谷区営弦巻四丁 目第二アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目 4番1号	18		世田谷区営弦巻四丁 目第二アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目 4番1号	18	
世田谷区営弦巻四丁 目第三アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目 5番5号	18		世田谷区営弦巻四丁 目第三アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目 5番5号	18	
世田谷区営ブラン深 沢	東京都世田谷区深沢一丁目 9番17号	27		世田谷区営ブラン深 沢	東京都世田谷区深沢一丁目 9番17号	27	
世田谷区営上用賀四 丁目アパート	東京都世田谷区上用賀四丁 目14番1号、2号及び3号	40		世田谷区営上用賀四 丁目アパート	東京都世田谷区上用賀四丁 目14番1号、2号及び3号	40	
世田谷区営新町一丁 目アパート	東京都世田谷区新町一丁目 6番16号、18号及び20号	48		世田谷区営新町一丁 目アパート	東京都世田谷区新町一丁目 6番16号、18号及び20号	48	

改正後			改正前		
世田谷区営弦巻四丁目アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目32番1号	18	世田谷区営弦巻四丁目アパート	東京都世田谷区弦巻四丁目32番1号	18
世田谷区営上北沢五丁目アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目32番14号	18	世田谷区営上北沢五丁目アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目32番14号	18
世田谷区営世田谷二丁目アパート	東京都世田谷区世田谷二丁目27番15号及び16号	18	世田谷区営世田谷二丁目アパート	東京都世田谷区世田谷二丁目27番15号及び16号	18
世田谷区営八幡山一丁目アパート	東京都世田谷区八幡山一丁目13番1号	30	世田谷区営八幡山一丁目アパート	東京都世田谷区八幡山一丁目13番1号	30
世田谷区営ホープ大蔵	東京都世田谷区大蔵一丁目3番28号	20	世田谷区営ホープ大蔵	東京都世田谷区大蔵一丁目3番28号	20
世田谷区営コスモ北烏山	東京都世田谷区北烏山七丁目10番5号	20	世田谷区営コスモ北烏山	東京都世田谷区北烏山七丁目10番5号	20
世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目15番2号、3号、4号、6号及び7号	84	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	東京都世田谷区上北沢五丁目15番2号、3号、4号、6号及び7号	84
世田谷区営上馬四丁目アパート	東京都世田谷区上馬四丁目37番1号及び2号	49	世田谷区営上馬四丁目アパート	東京都世田谷区上馬四丁目37番1号及び2号	49
世田谷区営桜丘五丁目第二アパート	東京都世田谷区桜丘五丁目45番1号及び2号	67	世田谷区営桜丘五丁目第二アパート	東京都世田谷区桜丘五丁目45番1号及び2号	67
世田谷区営上用賀五丁目アパート	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1号及び2号	61	世田谷区営上用賀五丁目アパート	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1号及び2号	61
世田谷区営上北沢一丁目アパート	東京都世田谷区上北沢一丁目25番1号	47	世田谷区営上北沢一丁目アパート	東京都世田谷区上北沢一丁目25番1号	47
世田谷区営玉川四丁目アパート	東京都世田谷区玉川四丁目16番7号	22	世田谷区営玉川四丁目アパート	東京都世田谷区玉川四丁目16番7号	22
世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	38	世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	38

改正後			改正前		
世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	16	世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）	東京都世田谷区豪徳寺一丁目34番	16
世田谷区営船橋五丁目アパート	東京都世田谷区船橋五丁目26番1号及び2号	118	世田谷区営船橋五丁目アパート	東京都世田谷区船橋五丁目26番1号及び2号	118
<u>世田谷区営グリーンヒル大原</u>	<u>東京都世田谷区大原一丁目23番24号</u>	<u>20</u>			

## 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区営住宅管理条例 平成2年3月14日条例第21号</p>	<p>○世田谷区営住宅管理条例 平成2年3月14日条例第21号</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の前に、世田谷区営粕谷四丁目アパート及び世田谷区営桜丘二丁目アパートに相当する都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす。</p>	<p>1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の前に、世田谷区営粕谷四丁目アパート及び世田谷区営桜丘二丁目アパートに相当する都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす。</p>
<p>付 則（平成2年6月20日条例第36号）</p>	<p>付 則（平成2年6月20日条例第36号）</p>
<p>1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。 2 この条例の施行の前に、世田谷区営桜新町一丁目アパートに相当する都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす。</p>	<p>1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。 2 この条例の施行の前に、世田谷区営桜新町一丁目アパートに相当する都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす。</p>
<p>付 則（平成3年3月13日条例第16号）</p>	<p>付 則（平成3年3月13日条例第16号）</p>
<p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成3年9月21日条例第43号）</p>	<p>付 則（平成3年9月21日条例第43号）</p>
<p>1 この条例は、平成3年12月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定は、平成3年12月以後の月分の使用料及び付加使用料について適用し、同月前の月分の使用料及び付加使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、平成3年12月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定は、平成3年12月以後の月分の使用料及び付加使用料について適用し、同月前の月分の使用料及び付加使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成4年9月25日条例第61号）</p>	<p>附 則（平成4年9月25日条例第61号）</p>
<p>1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営鎌田二丁目アパート及び世田</p>	<p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営鎌田二丁目アパート及び世田</p>

改正後	改正前
<p>谷区営桜上水三丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成5年9月22日条例第48号）</p> <p>1 この条例は、平成5年11月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営宇奈根一丁目アパート、世田谷区営砧七丁目アパート及び世田谷区営深沢四丁目住宅に相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成7年6月27日条例第46号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成7年12月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料及び付加使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料及び付加使用料については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の世田谷区営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第12条第2項第1号の規定により使用料の減額を受け、かつ、当該減額の期間が適用日以後に満了する者に係る当該減額の期間のうち適用日以後の期間の使用に係る使用料及び付加使用料については、新条例第10条、第23条及び第26条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>谷区営桜上水三丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成5年9月22日条例第48号）</p> <p>1 この条例は、平成5年11月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営宇奈根一丁目アパート、世田谷区営砧七丁目アパート及び世田谷区営深沢四丁目住宅に相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（昭和26年東京都条例第112号）及び東京都営住宅条例施行規則（昭和27年東京都規則第160号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成7年6月27日条例第46号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成7年12月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料及び付加使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料及び付加使用料については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の世田谷区営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第12条第2項第1号の規定により使用料の減額を受け、かつ、当該減額の期間が適用日以後に満了する者に係る当該減額の期間のうち適用日以後の期間の使用に係る使用料及び付加使用料については、新条例第10条、第23条及び第26条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

改正後	改正前
<p>第4条 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第2項第1号の規定により使用料の減額を受け、かつ、当該減額の期間が適用日以後に満了する者に係る当該減額の期間のうち適用日以後の期間の使用に係る使用料の減額については、新条例第11条の2及び第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>第4条 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第2項第1号の規定により使用料の減額を受け、かつ、当該減額の期間が適用日以後に満了する者に係る当該減額の期間のうち適用日以後の期間の使用に係る使用料の減額については、新条例第11条の2及び第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>第5条 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第2項第2号の規定により使用料の減額を受け、かつ、当該減額の期間が適用日以後に満了する者に係る当該減額の期間のうち適用日以後の期間の使用に係る使用料の減額については、新条例第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(使用料等の変更に伴う減額措置)</p>	<p>第5条 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第2項第2号の規定により使用料の減額を受け、かつ、当該減額の期間が適用日以後に満了する者に係る当該減額の期間のうち適用日以後の期間の使用に係る使用料の減額については、新条例第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(使用料等の変更に伴う減額措置)</p>
<p>第6条 適用日において新条例第10条の規定により使用料が変更された場合又は新条例第23条の規定により付加使用料が変更された場合には、区長は、必要があると認めるときは、適用日における使用者に対して、使用料（新条例第11条の2又は第12条の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減額後の使用料をいう。）又は付加使用料を減額することができる。</p>	<p>第6条 適用日において新条例第10条の規定により使用料が変更された場合又は新条例第23条の規定により付加使用料が変更された場合には、区長は、必要があると認めるときは、適用日における使用者に対して、使用料（新条例第11条の2又は第12条の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減額後の使用料をいう。）又は付加使用料を減額することができる。</p>
<p>2 前項に規定する減額の額及び期間は、規則で定める。</p> <p>附 則（平成7年9月27日条例第54号）</p>	<p>2 前項に規定する減額の額及び期間は、規則で定める。</p> <p>附 則（平成7年9月27日条例第54号）</p>
<p>この条例は、平成7年10月11日から施行する。ただし、世田谷区営赤堤一丁目アパートの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成7年12月1日＝平成7年11月24日付世田谷区告示第318号）</p>	<p>この条例は、平成7年10月11日から施行する。ただし、世田谷区営赤堤一丁目アパートの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成7年12月1日＝平成7年11月24日付世田谷区告示第318号）</p>
<p>附 則（平成7年11月15日条例第67号）</p>	<p>附 則（平成7年11月15日条例第67号）</p>
<p>1 この条例は、平成8年2月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中世田谷区営用賀二丁目アパート及び世田谷区営用賀二丁目第二アパートに係る部分は、同年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成8年2月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中世田谷区営用賀二丁目アパート及び世田谷区営用賀二丁目第二アパートに係る部分は、同年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項</p>	<p>2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)の施行の前に、世田谷区営八幡山三丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例(昭和26年東京都条例第112号)及び東京都営住宅条例施行規則(昭和27年東京都規則第160号)の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>において同じ。)の施行の前に、世田谷区営八幡山三丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例(昭和26年東京都条例第112号)及び東京都営住宅条例施行規則(昭和27年東京都規則第160号)の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p>
<p>3 この条例(第1項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の前に、世田谷区営用賀二丁目アパート及び世田谷区営用賀二丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例及び東京都営住宅条例施行規則の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>3 この条例(第1項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の前に、世田谷区営用賀二丁目アパート及び世田谷区営用賀二丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例及び東京都営住宅条例施行規則の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p>
<p>附 則(平成8年6月19日条例第32号)</p> <p>1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定は、平成8年7月1日以後の使用に係る付加使用料について適用し、同日前の使用に係る付加使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則(平成8年6月19日条例第32号)</p> <p>1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定は、平成8年7月1日以後の使用に係る付加使用料について適用し、同日前の使用に係る付加使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則(平成8年10月9日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成8年11月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成8年10月9日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成8年11月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成8年12月6日条例第56号)</p> <p>1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営大原一丁目アパート、世田谷区営鎌田町アパート、世田谷区営北烏山一丁目第二アパート、世田谷区営桜新町二丁目アパート及び世田谷区営弦巻三丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例(昭和26年東京都条例第112号)及び東京都営住宅条例施行規則(昭和27年東京都規則第160号)の規定によりなされた処分等は、この条</p>	<p>附 則(平成8年12月6日条例第56号)</p> <p>1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営大原一丁目アパート、世田谷区営鎌田町アパート、世田谷区営北烏山一丁目第二アパート、世田谷区営桜新町二丁目アパート及び世田谷区営弦巻三丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例(昭和26年東京都条例第112号)及び東京都営住宅条例施行規則(昭和27年東京都規則第160号)の規定によりなされた処分等は、この条</p>

改正後	改正前
<p>例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成9年12月4日条例第62号）</p> <p>1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の改正規定、第5条の2を加える改正規定並びに第7条から第9条までの改正規定は、同年1月19日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づいて供給された世田谷区営住宅又は共同施設の平成10年3月31日までの間の使用については、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第2条、第5条、第5条の2及び第7条から第9条までの規定は適用せず、この条例による改正前の世田谷区営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第2条、第5条及び第7条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 新条例第10条第1項、第23条第1項及び第25条第1項の規定による使用料の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項に規定する世田谷区営住宅については、附則第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。</p> <p>4 平成10年3月31日において現に旧条例第12条の2の規定により使用料の減額を受けている者に係る当該減額の期間のうち同年4月1日以後の期間の使用に係る使用料の減額については、新条例第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧条例第12条の2の規定による減額後の額が新条例第12条の2の規定による減額後の額を超える場合は、この限りでない。</p> <p>5 平成10年4月1日前に旧条例の規定によって行った請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によって行ったものとみなす。</p> <p>6 平成10年4月1日において現に附則第2項に規定する世田谷区営</p>	<p>例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成9年12月4日条例第62号）</p> <p>1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の改正規定、第5条の2を加える改正規定並びに第7条から第9条までの改正規定は、同年1月19日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づいて供給された世田谷区営住宅又は共同施設の平成10年3月31日までの間の使用については、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第2条、第5条、第5条の2及び第7条から第9条までの規定は適用せず、この条例による改正前の世田谷区営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第2条、第5条及び第7条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 新条例第10条第1項、第23条第1項及び第25条第1項の規定による使用料の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項に規定する世田谷区営住宅については、附則第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。</p> <p>4 平成10年3月31日において現に旧条例第12条の2の規定により使用料の減額を受けている者に係る当該減額の期間のうち同年4月1日以後の期間の使用に係る使用料の減額については、新条例第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧条例第12条の2の規定による減額後の額が新条例第12条の2の規定による減額後の額を超える場合は、この限りでない。</p> <p>5 平成10年4月1日前に旧条例の規定によって行った請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によって行ったものとみなす。</p> <p>6 平成10年4月1日において現に附則第2項に規定する世田谷区営</p>

改正後	改正前																
<p>住宅を使用している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の 使用料の額は、その者に係る新条例第10条第1項本文又は第12条の 規定による使用料の額が旧条例第10条、第11条の2又は第12条の規 定による使用料の額を超える場合にあっては新条例第10条第1項本 文又は第12条の規定による使用料の額から旧条例第10条、第11条の 2又は第12条の規定による使用料の額を控除して得た額に次の表の 左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗 じて得た額に、旧条例第10条、第11条の2又は第12条の規定による 使用料の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第23条又は第 25条第1項若しくは第3項の規定による使用料の額が旧条例第10条 又は第26条第2項の規定による使用料の額に旧条例第23条第1項又 は第2項の規定による付加使用料の額を加えて得た額を超える場合 にあっては新条例第23条又は第25条第1項若しくは第3項の規定に よる使用料の額から旧条例第10条又は第26条第2項の規定による使 用料の額及び旧条例第23条第1項又は第2項の規定による付加使用 料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同 表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第10条又は 第26条第2項の規定による使用料の額及び旧条例第23条第1項又は 第2項の規定による付加使用料の額を加えて得た額とする。</p>	<p>住宅を使用している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の 使用料の額は、その者に係る新条例第10条第1項本文又は第12条の 規定による使用料の額が旧条例第10条、第11条の2又は第12条の規 定による使用料の額を超える場合にあっては新条例第10条第1項本 文又は第12条の規定による使用料の額から旧条例第10条、第11条の 2又は第12条の規定による使用料の額を控除して得た額に次の表の 左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗 じて得た額に、旧条例第10条、第11条の2又は第12条の規定による 使用料の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第23条又は第 25条第1項若しくは第3項の規定による使用料の額が旧条例第10条 又は第26条第2項の規定による使用料の額に旧条例第23条第1項又 は第2項の規定による付加使用料の額を加えて得た額を超える場合 にあっては新条例第23条又は第25条第1項若しくは第3項の規定に よる使用料の額から旧条例第10条又は第26条第2項の規定による使 用料の額及び旧条例第23条第1項又は第2項の規定による付加使用 料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同 表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第10条又は 第26条第2項の規定による使用料の額及び旧条例第23条第1項又は 第2項の規定による付加使用料の額を加えて得た額とする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1029 607 1070">年度の区分</th> <th data-bbox="607 1029 1061 1070">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1070 607 1118">平成10年度</td> <td data-bbox="607 1070 1061 1118">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1118 607 1166">平成11年度</td> <td data-bbox="607 1118 1061 1166">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1166 607 1214">平成12年度</td> <td data-bbox="607 1166 1061 1214">0.75</td> </tr> </tbody> </table>	年度の区分	負担調整率	平成10年度	0.25	平成11年度	0.5	平成12年度	0.75	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 1029 1610 1070">年度の区分</th> <th data-bbox="1610 1029 2065 1070">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 1070 1610 1118">平成10年度</td> <td data-bbox="1610 1070 2065 1118">0.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1118 1610 1166">平成11年度</td> <td data-bbox="1610 1118 2065 1166">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1166 1610 1214">平成12年度</td> <td data-bbox="1610 1166 2065 1214">0.75</td> </tr> </tbody> </table>	年度の区分	負担調整率	平成10年度	0.25	平成11年度	0.5	平成12年度	0.75
年度の区分	負担調整率																
平成10年度	0.25																
平成11年度	0.5																
平成12年度	0.75																
年度の区分	負担調整率																
平成10年度	0.25																
平成11年度	0.5																
平成12年度	0.75																
<p>7 区長は、平成10年3月31日において、収入の額（使用者又は同居 する親族が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害に より容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又 はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあっては、そのために要 する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下</p>	<p>7 区長は、平成10年3月31日において、収入の額（使用者又は同居 する親族が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害に より容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又 はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあっては、そのために要 する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下</p>																

改正後	改正前
<p>この項において同じ。)が30,000円以下であることにより旧条例第12条の規定により使用料を6,000円以下の額に減額され、又は免除されている者については、収入の額が36,000円以下である場合は、新条例第12条第1項第1号の規定による減額後の使用料(以下「新使用料」という。)を減額することができる。</p>	<p>この項において同じ。)が30,000円以下であることにより旧条例第12条の規定により使用料を6,000円以下の額に減額され、又は免除されている者については、収入の額が36,000円以下である場合は、新条例第12条第1項第1号の規定による減額後の使用料(以下「新使用料」という。)を減額することができる。</p>
<p>8 前項の規定による使用料の減額は、新使用料の額から直前の使用料の額(平成10年度にあっては平成10年3月31日における旧条例第12条の規定による減額後の使用料の額、平成11年度以降の年度にあっては前項の規定による減額後の使用料の額をいう。)及び2,000円を控除して得た額を新使用料の額から控除することにより行うものとする。</p>	<p>8 前項の規定による使用料の減額は、新使用料の額から直前の使用料の額(平成10年度にあっては平成10年3月31日における旧条例第12条の規定による減額後の使用料の額、平成11年度以降の年度にあっては前項の規定による減額後の使用料の額をいう。)及び2,000円を控除して得た額を新使用料の額から控除することにより行うものとする。</p>
<p>附 則(平成10年6月18日条例第42号) この条例は、平成10年7月8日から施行する。ただし、世田谷区営上野毛福寿荘及び世田谷区営リラ祖師谷の公用開始の日は、区長が別に定める。(上野毛福寿荘は、平成10年11月20日＝平成10年11月20日付 世田谷区告示第331号・リラ祖師谷は、平成10年12月1日＝平成10年11月20日付 世田谷区告示第332号)</p>	<p>附 則(平成10年6月18日条例第42号) この条例は、平成10年7月8日から施行する。ただし、世田谷区営上野毛福寿荘及び世田谷区営リラ祖師谷の公用開始の日は、区長が別に定める。(上野毛福寿荘は、平成10年11月20日＝平成10年11月20日付 世田谷区告示第331号・リラ祖師谷は、平成10年12月1日＝平成10年11月20日付 世田谷区告示第332号)</p>
<p>附 則(平成10年10月6日条例第50号) この条例は、平成10年11月9日から施行する。ただし、世田谷区営フローレル北烏山の公用開始の日は、区長が別に定める。(平成11年4月1日＝平成11年3月31日付 世田谷区告示第97号)</p>	<p>附 則(平成10年10月6日条例第50号) この条例は、平成10年11月9日から施行する。ただし、世田谷区営フローレル北烏山の公用開始の日は、区長が別に定める。(平成11年4月1日＝平成11年3月31日付 世田谷区告示第97号)</p>
<p>附 則(平成10年12月7日条例第63号) 1 この条例は、平成11年2月1日から施行する。 2 この条例の施行の前に、世田谷区営北烏山八丁目アパート、世田谷区営千歳台一丁目第二アパート及び世田谷区営弦巻二丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例(平成9年東京都条例第77号)及び東京都営住宅条例施行規則(平成10年東京都規則第25号)の規定によりなされた処分等は、この条</p>	<p>附 則(平成10年12月7日条例第63号) 1 この条例は、平成11年2月1日から施行する。 2 この条例の施行の前に、世田谷区営北烏山八丁目アパート、世田谷区営千歳台一丁目第二アパート及び世田谷区営弦巻二丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例(平成9年東京都条例第77号)及び東京都営住宅条例施行規則(平成10年東京都規則第25号)の規定によりなされた処分等は、この条</p>

改正後	改正前
<p>例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成11年3月11日条例第15号）</p> <p>1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表に世田谷区営アザレア経堂の項及び世田谷区営パークサイド野沢の項を加える改正規定は、同年5月6日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区営アザレア経堂及び世田谷区営パークサイド野沢の公用開始の日は、区長が別に定める。 （アザレア経堂は、平成11年11月16日＝平成11年11月16日付 世田谷区告示第453号・パークサイド野沢は、平成11年8月1日＝平成11年7月30日付 世田谷区告示第270号）</p> <p>附 則（平成11年10月1日条例第47号）</p> <p>この条例は、平成11年11月8日から施行する。ただし、世田谷区営アーク上北沢及び世田谷区営中町四丁目アパートの公用開始の日は、区長が別に定める。（アーク上北沢は、平成12年3月1日＝平成12年3月1日付 世田谷区告示第82号・中町四丁目アパートは、平成12年4月1日＝平成12年4月1日付 世田谷区告示第182号）</p> <p>附 則（平成11年12月10日条例第57号）</p> <p>1 この条例は、平成12年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成12年6月26日条例第82号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年10月2日条例第101号）</p>	<p>例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成11年3月11日条例第15号）</p> <p>1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表に世田谷区営アザレア経堂の項及び世田谷区営パークサイド野沢の項を加える改正規定は、同年5月6日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区営アザレア経堂及び世田谷区営パークサイド野沢の公用開始の日は、区長が別に定める。 （アザレア経堂は、平成11年11月16日＝平成11年11月16日付 世田谷区告示第453号・パークサイド野沢は、平成11年8月1日＝平成11年7月30日付 世田谷区告示第270号）</p> <p>附 則（平成11年10月1日条例第47号）</p> <p>この条例は、平成11年11月8日から施行する。ただし、世田谷区営アーク上北沢及び世田谷区営中町四丁目アパートの公用開始の日は、区長が別に定める。（アーク上北沢は、平成12年3月1日＝平成12年3月1日付 世田谷区告示第82号・中町四丁目アパートは、平成12年4月1日＝平成12年4月1日付 世田谷区告示第182号）</p> <p>附 則（平成11年12月10日条例第57号）</p> <p>1 この条例は、平成12年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成12年6月26日条例第82号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年10月2日条例第101号）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、平成12年10月10日から施行する。ただし、第5条及び第10条の3の改正規定は公布の日から、別表の改正規定中世田谷区営フローラ千歳台に係る部分は同年11月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区営八幡山慶明館、世田谷区営ユアーズ若林及び世田谷区営フローラ千歳台の公用開始の日は、区長が別に定める。（八幡山慶明館は、平成13年4月1日＝平成13年3月30日付 世田谷告示第181号・ユアーズ若林は、平成13年4月1日＝平成13年3月30日付 世田谷告示第182号・フローラ千歳台は、平成13年4月1日＝平成13年3月30日付 世田谷告示第182号）</p> <p>附 則（平成12年12月11日条例第120号）</p>	<p>1 この条例は、平成12年10月10日から施行する。ただし、第5条及び第10条の3の改正規定は公布の日から、別表の改正規定中世田谷区営フローラ千歳台に係る部分は同年11月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区営八幡山慶明館、世田谷区営ユアーズ若林及び世田谷区営フローラ千歳台の公用開始の日は、区長が別に定める。（八幡山慶明館は、平成13年4月1日＝平成13年3月30日付 世田谷告示第181号・ユアーズ若林は、平成13年4月1日＝平成13年3月30日付 世田谷告示第182号・フローラ千歳台は、平成13年4月1日＝平成13年3月30日付 世田谷告示第182号）</p> <p>附 則（平成12年12月11日条例第120号）</p>
<p>1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営弦巻四丁目第二アパート及び世田谷区営弦巻四丁目第三アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成13年10月2日条例第59号）</p>	<p>1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営弦巻四丁目第二アパート及び世田谷区営弦巻四丁目第三アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成13年10月2日条例第59号）</p>
<p>この条例は、平成13年10月9日から施行する。ただし、世田谷区営ブラン深沢の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成14年4月1日＝平成14年4月1日付 世田谷区告示第176号）</p> <p>附 則（平成13年12月10日条例第69号）</p>	<p>この条例は、平成13年10月9日から施行する。ただし、世田谷区営ブラン深沢の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成14年4月1日＝平成14年4月1日付 世田谷区告示第176号）</p> <p>附 則（平成13年12月10日条例第69号）</p>
<p>1 この条例は、平成14年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上用賀四丁目アパート、世田谷区営新町一丁目アパート及び世田谷区営弦巻四丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例によ</p>	<p>1 この条例は、平成14年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上用賀四丁目アパート、世田谷区営新町一丁目アパート及び世田谷区営弦巻四丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例によ</p>

改正後	改正前
<p>る改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成14年12月 6 日条例第69号）</p> <p>1 この条例は、平成15年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上北沢五丁目アパート、世田谷区営世田谷二丁目アパート及び世田谷区営八幡山一丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成15年 3 月13日条例第33号）</p> <p>この条例は、平成15年 6 月10日から施行する。ただし、世田谷区営ホープ大蔵の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成15年12月 1 日＝平成15年12月 1 日付 世田谷区告示第708号）</p> <p>附 則（平成15年 6 月24日条例第54号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に世田谷区営コスモ北烏山の項を加える改正規定は、平成15年10月 1 日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区営コスモ北烏山の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成16年 3 月 1 日＝平成16年 3 月 1 日付 世田谷区告示第141号）</p> <p>附 則（平成16年12月 9 日条例第49号）</p> <p>1 この条例は、平成17年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上北沢五丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例に</p>	<p>る改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成14年12月 6 日条例第69号）</p> <p>1 この条例は、平成15年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上北沢五丁目アパート、世田谷区営世田谷二丁目アパート及び世田谷区営八幡山一丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成15年 3 月13日条例第33号）</p> <p>この条例は、平成15年 6 月10日から施行する。ただし、世田谷区営ホープ大蔵の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成15年12月 1 日＝平成15年12月 1 日付 世田谷区告示第708号）</p> <p>附 則（平成15年 6 月24日条例第54号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に世田谷区営コスモ北烏山の項を加える改正規定は、平成15年10月 1 日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区営コスモ北烏山の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成16年 3 月 1 日＝平成16年 3 月 1 日付 世田谷区告示第141号）</p> <p>附 則（平成16年12月 9 日条例第49号）</p> <p>1 この条例は、平成17年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上北沢五丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例に</p>

改正後	改正前
<p>よる改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成17年6月21日条例第38号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第29条の規定により管理を委託している世田谷区営住宅（以下「区営住宅」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第29条第4項の規定により、区長が当該区営住宅に係る指定管理者（新条例第28条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区営住宅について指定管理者を指定しようとする場合において、当該区営住宅の管理を受託している者から新条例第29条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区営住宅の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区営住宅の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則（平成17年12月9日条例第88号）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上馬四丁目アパート及び世田谷区営桜丘五丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によ</p>	<p>よる改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成17年6月21日条例第38号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第29条の規定により管理を委託している世田谷区営住宅（以下「区営住宅」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第29条第4項の規定により、区長が当該区営住宅に係る指定管理者（新条例第28条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区営住宅について指定管理者を指定しようとする場合において、当該区営住宅の管理を受託している者から新条例第29条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区営住宅の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区営住宅の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則（平成17年12月9日条例第88号）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上馬四丁目アパート及び世田谷区営桜丘五丁目第二アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によ</p>

改正後	改正前
<p>りなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成18年12月11日条例第81号）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上用賀五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第68号）</p> <p>この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月11日条例第25号）</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第21条第1項第4号の規定は、施行日以後に新条例第6条第1項の規定による使用の承認、新条例第16条の2第1項の規定による同居の承認又は新条例第17条第1項の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者について適用する。</p> <p>3 施行日前にこの条例による改正前の世田谷区営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定による使用の承認、旧条例第16条の2の規定による同居の承認又は旧条例第17条の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者が新条例第21条第1項第4号の規定に該当していること（次項に定める場合を除く。）が判明したときは、区長は、当該承認を受けた者に対して、明渡しの勧告をするものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この</p>	<p>りなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成18年12月11日条例第81号）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上用賀五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第68号）</p> <p>この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月11日条例第25号）</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第21条第1項第4号の規定は、施行日以後に新条例第6条第1項の規定による使用の承認、新条例第16条の2第1項の規定による同居の承認又は新条例第17条第1項の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者について適用する。</p> <p>3 施行日前にこの条例による改正前の世田谷区営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定による使用の承認、旧条例第16条の2の規定による同居の承認又は旧条例第17条の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者が新条例第21条第1項第4号の規定に該当していること（次項に定める場合を除く。）が判明したときは、区長は、当該承認を受けた者に対して、明渡しの勧告をするものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この</p>

改正後	改正前
<p>限りでない。</p> <p>4 施行日前に旧条例第6条第1項の規定による使用の承認、旧条例第16条の2の規定による同居の承認又は旧条例第17条の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者が暴力団員と同居しており、新条例第21条第1項第4号の規定に該当していることが判明したときは、区長は、当該承認を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 区長は、前2項の規定による勧告に従わないときは、当該承認を受けた者に対して、明渡しを請求することができる。</p> <p>6 第3項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧条例第6条第1項の規定による使用の承認、旧条例第16条の2の規定による同居の承認又は旧条例第17条の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者が新条例第21条第1項第4号の規定に該当し、他の使用者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、区長は、当該承認を受けた者に対して、明渡しを請求することができる。</p> <p>7 前2項の規定による明渡しの請求については、新条例第21条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>附 則（平成20年12月9日条例第73号）</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上北沢一丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成21年3月9日条例第12号）</p>	<p>限りでない。</p> <p>4 施行日前に旧条例第6条第1項の規定による使用の承認、旧条例第16条の2の規定による同居の承認又は旧条例第17条の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者が暴力団員と同居しており、新条例第21条第1項第4号の規定に該当していることが判明したときは、区長は、当該承認を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 区長は、前2項の規定による勧告に従わないときは、当該承認を受けた者に対して、明渡しを請求することができる。</p> <p>6 第3項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧条例第6条第1項の規定による使用の承認、旧条例第16条の2の規定による同居の承認又は旧条例第17条の規定による使用の権利の承継の承認を受けた者が新条例第21条第1項第4号の規定に該当し、他の使用者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、区長は、当該承認を受けた者に対して、明渡しを請求することができる。</p> <p>7 前2項の規定による明渡しの請求については、新条例第21条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>附 則（平成20年12月9日条例第73号）</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営上北沢一丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成21年3月9日条例第12号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成23年3月8日条例第15号）</p>	<p>附 則（平成23年3月8日条例第15号）</p>
<p>この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、世田谷区営玉川四丁目アパートの公用開始の日は、区長が別に定める。</p>	<p>この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、世田谷区営玉川四丁目アパートの公用開始の日は、区長が別に定める。</p>
<p>附 則（平成24年3月6日条例第24号）</p>	<p>附 則（平成24年3月6日条例第24号）</p>
<p>1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>2 施行日前に56歳以上である者についての改正後の第5条第2項第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上」とあるのは「56歳以上」とする。</p>	<p>2 施行日前に56歳以上である者についての改正後の第5条第2項第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上」とあるのは「56歳以上」とする。</p>
<p>附 則（平成25年3月5日条例第21号）</p>	<p>附 則（平成25年3月5日条例第21号）</p>
<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成25年10月1日条例第38号）</p>	<p>附 則（平成25年10月1日条例第38号）</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成25年12月10日条例第58号）</p>	<p>附 則（平成25年12月10日条例第58号）</p>
<p>この条例は、平成26年1月3日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成26年1月3日から施行する。</p>
<p>附 則（平成26年9月30日条例第41号）</p>	<p>附 則（平成26年9月30日条例第41号）</p>
<p>この条例は、平成26年10月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成26年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成28年3月8日条例第20号）</p>	<p>附 則（平成28年3月8日条例第20号）</p>
<p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成29年6月26日条例第34号）</p>	<p>附 則（平成29年6月26日条例第34号）</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成29年12月8日条例第63号）</p>	<p>附 則（平成29年12月8日条例第63号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年7月規則第103号で、附則第1項ただし書に規定する規定（世田谷区営豪</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年7月規則第103号で、附則第1項ただし書に規定する規定（世田谷区営豪</p>

改正後	改正前
<p>徳寺アパート（2号棟）の項に係る部分に限る。）の施行期日は、平成30年10月1日から施行）（令和2年8月規則第101号で、附則第1項ただし書に規定する規定（世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）の項に係る部分に限る。）の施行期日は、同2年8月31日から施行）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）及び世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）の公用開始の日は、区長が別に定める。</p> <p>附 則（平成30年10月1日条例第65号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月4日条例第19号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年9月30日条例第52号） この条例は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和7年3月5日条例第66号）</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、同年5月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営船橋五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p><u>附 則（令和7年*月*日条例第**号）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	<p>徳寺アパート（2号棟）の項に係る部分に限る。）の施行期日は、平成30年10月1日から施行）（令和2年8月規則第101号で、附則第1項ただし書に規定する規定（世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）の項に係る部分に限る。）の施行期日は、同2年8月31日から施行）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）及び世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）の公用開始の日は、区長が別に定める。</p> <p>附 則（平成30年10月1日条例第65号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月4日条例第19号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年9月30日条例第52号） この条例は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和7年3月5日条例第66号）</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、同年5月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、世田谷区営船橋五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。</p>